

○会計規程

(13国研セ第4-7号 平成13年 4月 1日：抜粋)

(契約の方法)

第36条 売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合は、公告して申込みをさせることにより競争（以下「一般競争」という。）に付さなければならない。

2 前項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争)

第37条 契約が次の各号に該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、指名競争に付するものとする。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少數で一般競争に付する必要がないとき。
(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

2 前項による場合のほか、別に定める場合においては、指名競争に付することができる。

(随意契約)

第38条 契約が次の各号に該当する場合においては、前二条の規定にかかわらず、随意契約によるものとする。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
(2) 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
(3) 競争に付することが、不利と認められるとき。

2 前項による場合のほか、別に定める場合においては、随意契約によることができる。

(入札の原則)

第39条 第36条及び第37条の規定による競争は、入札の方法をもって行わなければならぬ。

(落札の方式)

第40条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限内の範囲で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手とするものとする。ただし、支払いの原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができます。

2 その性質又は目的から前項の規定により契約の相手方を決定することが困難な契約については、価格その他の条件がセンターにとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができます。

○契約事務取扱規程

(13国研セ第4-77号 平成13年 4月 2日：抜粋)

(競争参加者の資格)

第6条 理事長は必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。

2 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該

競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(競争に参加させることができない者)

第7条 契約責任者は、特別の事由のある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第8条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関する不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 契約責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第9条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(指名基準)

第22条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第6条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

(随意契約に付することができる場合)

第27条 会計規程第38条第2項の規定により随意契約に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。

- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
 - (7) 運送又は保管をさせるとき。
 - (8) 国、地方公共団体その他公法人と契約をするとき。
 - (9) 外国で契約をするとき。
 - (10) センターの生産物に関する物品を売り払うとき。
- 2 契約責任者は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。
- 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 4 前二項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(予定価格の作成)

第33条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

○契約競争参加者等資格審査要領

(13国研セ第4-79号 平成13年 4月 2日：抜粋)

(競争参加資格の設定及びその公示)

- 第2条 契約規程第6条に規定する競争に参加する者に必要な資格の設定する資格の基本となるべき事項並びに資格の審査の申請の時期及び方法等についての公示は、会計年度ごとに、特別の事情がある場合を除き、当該年度の開始2か月前までに行うものとする。
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表1、第3号に掲げる業種の区分については、別表2に掲げるものによるものとする。

(契約の種類)

- 第3条 契約規程第6条に規定する競争に参加する者に必要な資格の設定は、次に掲げる契約の種類ごとに行うものとする。
- (1) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
 - (2) 測量・建設コンサルタント等契約（調査・測量及び設計に関する契約をいう。以下同じ。）
 - (3) その他の契約（第1号及び第2号以外の契約をいう。以下同じ。）
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表1、第3号に掲げる業種の区分については、別表2に掲げるものによるものとする。

(資格の審査)

- 第5条 競争参加資格の審査は、第3条第1項第1号及び第2号については、2年に1回、第3号については、3年に1回、定期の審査を行うものとし、必要と認めるとき又は前条ただし書の規定により申請があったときは、随時の審査を行うものとする。
- 2 前項の審査は、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級に格付するものとする。

(有資格者等)

- 第6条 前条第2項、第17条、第17条の2、第17条の3及び第25条の規定により等級に

格付けされた者及び第24条の規定により資格を有すると認められた者を、有資格者とする。

- 2 前項の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、第3条第1項第1号及び第2号については、翌年度から翌翌年度までの間とし、その他のものについては、翌年度から3年後の3月31日までの期間とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。
- 3 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）により資格を有すると認められた者は、第1項の規定による等級に格付けされたものとする。
- 4 農林水産省大臣官房経理課又は農林水産技術会議事務局筑波事務所における建設工事契約に係る競争参加有資格を有すると認められた者は、第1項の規定による等級に格付けされたものとする。
- 5 農林水産省大臣官房経理課又は農林水産技術会議事務局筑波事務所における測量・建設コンサルタント等契約に係る競争参加有資格を有すると認められた者は、第1項の規定による等級に格付けされたものとする。
- 6 前3項の規定により資格を有すると認められた者と契約を締結する場合は、誓約書（別紙第16号様式）の提出を求めるものとする。ただし、公的機関等で理事長が提出の必要がないと認める場合を除く。

（有資格者としない者）

第7条 次の各号の一に該当する者は、特別の事情がある場合を除き、有資格者としないものとする。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 数人の建設業者が共同して工事を施工するため協定により結成した企業体（以下「共同企業体」という。）で、その構成員に前号に該当する者を含むもの

（有資格者としないことがある者）

第8条 次の各号の一に該当する者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）を、その事実があった後2年間有資格者としないことができる。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 共同企業体で、その構成員に第1号から前号までの各号の一に該当する者を含むもの

（有資格者名簿）

第9条 契約規程第6条に規定する競争に参加する者に必要な資格を有する者の名簿（以下「有資格者名簿」という。）は、契約の種類ごとに、別紙第1号様式（その1）により作成する。

- 2 前項の規定に基づき作成する名簿については、国の作成する有資格者名簿及び他の独立行政法人が作成する有資格者名簿と共通とすることができるものとする。

（変更の届出等）

第12条 有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、当該有資格者から、別紙第3号様式の競争契約参加資格審査申請書変更届により速やかに、その旨を届出させるものとする。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号及びメールアドレスを含む。）

- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
 - (4) 許可・登録等の状況
 - (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号（ファクシミリ（FAX）番号を含む。）
- 2 前項の届出があったときは、速やかに有資格者名簿等を訂正するものとする。

（資格の取消し）

- 第14条 理事長は、有資格者が、第7条各号又は第8条各号の一に該当すると認めるとときは、直ちに、別紙第4号様式（その1）の資格取消事由調書を作成するものとする。
- 2 理事長は、前項の調書に基づき審査し、有資格者の資格を取り消す必要があると認めた時は当該有資格者の資格を取り消し、その旨を別紙第4号様式（その2）の資格取消通知書により当該者に通知するものとする。

（資格の審査及び有資格者名簿）

- 第31条 指名競争に参加する者の資格が一般競争に参加する者の資格と同一である場合には、一般競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿をもって、指名競争に参加する者の資格の審査及び有資格者名簿に代えるものとする。

（指名基準）

- 第32条 理事長は、契約規程第22条に規定する指名の基準において、有資格者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、当該競争に付する契約の予定価格の金額に相当する等級に格付けされた者のうちから指名するものとする。ただし、指名される者の2分の1を超えない範囲において、直近上位及び直近下位の等級の資格を有する者のうちから指名することを妨げない。

- 2 前項の指名に当たっては、次の各号に掲げる事項を勘案するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏らないようにするものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 建設工事、物品の製造、物品の販売、測量・建設コンサルタント等又は役務等の成績
- (4) 技術的適正
- (5) 手持契約等の状況
- (6) 地理的条件。ただし、特定調達契約に係るものにあっては、この限りでない。
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

- 3 理事長は、特に緊急なものであること、特別の技術を要すること、又は現に履行中の大規模工事に密接な関連を有する小規模工事を発注しようとする場合において、当該大規模工事を既に履行している者を選定する必要があること等の事由により第1項の規定によることが不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず競争に参加する者を指名することができる。

- 4 グループ経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、グループ経審取扱通知に基づく取扱をするものとする。
- 5 持株会社化経審を受審し、結果通知書を受領した建設業者が有資格者となった場合においては、持株会社化経審取扱通知に基づく取扱をするものとする。

（随意契約登録者名簿）

- 第33条 理事長は、有資格者名簿の書式に準じ随意契約登録者名簿を作成し、当該名簿に登録された者と契約を行うものとする。ただし、第9条及び第31条に規定する有資格者名簿に登録された者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱うことができる。
- 2 前項の登録は、原則として申請に基づき信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行うものとする。